

2024年11月20日

株式会社いなげや 総務部

当社株式の買取請求について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2024年11月30日付での効力発生が予定されております、当社とユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社との間の株式交換につき、貴殿よりご送付いただきました株式買取請求書において、貴殿が保有する当社普通株式600株につき、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行う旨ご連絡いただきました。

かかるご請求に対し、当社といたしましては、1株当たり1,148円の買取価格をご提案させていただきます。また、当社は、貴殿より上記買取価格にご同意いただけない場合にも、会社法第786条第5項に基づき、ご指定の口座に仮払金のお支払いをさせていただきます。

つきましては、貴殿に上記買取価格に基づく買取総額相当額を受領していただくために、貴殿の振込先口座をご指定いただく必要がありますので、本書に「株式買取価格提示に関する回答書兼振込先口座指定書」を同封いたしました。同書面に必要事項をご記入いただいた上で、当社宛てに2024年12月30日（月）まで（必着）にご返送ください（上記買取価格にご同意いただけない場合、同書面に記載された2つの（ ）のうち2つ目に○をご記入の上、振込先口座をご記入・ご返送いただければ、仮払金として上記買取価格に基づく買取総額相当額をお支払いいたします。）。

期限までにご返送いただけない場合には、上記買取価格に基づく買取総額相当額を供託させていただきます場合もありますので、予めご了承いただけますようお願い申し上げます。

敬具